

令和3年

熊野町農業委員会

議事録

第4回

熊野町農業委員会

令和3年第4回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和3年6月21日(月)午前9時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員(9人)

委員	1番	庄賀 深雪
委員	2番	福垣内 信行
委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄
委員	5番	立花 宏保
委員	6番	木原 哲男
委員	8番	空田 忠
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員

委員	7番	橋川 勝則
----	----	-------

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良 次生
委員	世良 正喜

6. 議事録署名委員(2人)

委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野 准
課長補佐	諏訪本 壮太
課長補佐	小鳥田 和詞
書記	竹内 浩喜
技師	井上 裕將

会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は9名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和3年第4回熊野町農業委員会を開会します。</p> <p>はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。3番 菅尾委員、4番 井尻委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(議事日程 朗読)
議長	<p>日程第1、議案第17号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第17号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について概略をご説明させていただきます。</p> <p>この案件につきましては、農業委員会の昨年度の活動の実績と今年度の計画を、県を通じて国に提出するもので、毎年6月30日までに行うことが定められているものでございます。</p> <p>例年どおり、概要について説明したいと思います。</p> <p>まず、4ページのIの「農業委員会の状況」は御覧のとおりとなっております。数値等は、2015農林業センサスの数値等をもとに作成しております。</p> <p>次に、7ページをご覧ください。IV「遊休農地に関する措置に関する評価」ですが、令和2年3月現在の現状は、管内の農地面積は293ha、遊休農地面積は63haで、割合は21.50%となっております。</p> <p>次に、9ページめくっていただいて、VI「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」につきまして、1.農地法第3条に基づく許可事務が11件、2.農地転用に関する事務、第4条の許可が1件、第5条の許可が7件、合計8件の年間、処理件数でございました。</p> <p>一部省略としていますが、以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、ご意見ありませんか。</p>

	<p>事前に資料をお配りさせていただきまして、中身は事前に確認してもらっているとは思いますが、質問は特にありませんか。</p>
議長	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第17号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」ご異議はありませんか。</p>
議長	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第1、議案第17号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議案第18号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第18号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、14ページ目をご覧ください。I「農業委員会の状況」は、記載のとおりとなっております。数値等は、先ほどと同様に前年度分、2015農林業センサスの数値等をもとに作成したものとなっております。</p> <p>農業委員会の現在の体制につきましては、令和2年7月20日より体制が変更となりましたので御覧のように変更しております。</p> <p>次に16ページ目の、IV「遊休農地に関する措置」の2、令和3年度の目標及び活動計画ですが、例年どおり農地利用状況調査を7月から8月にかけて実施したいと思っております。今年度は、コロナの影響もあり郵送での資料送付を検討しております。もしご不明な点がある場合は、事務局が随時対応する方向で考えていますので、よろしく願いいたします。</p> <p>農繁期であり、大変ご負担をおかけしているところでございますが、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、質問がありましたらよろしく願いいたします。</p>

議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第18号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」ご異議はありませんか。</p>
議場	(異議なし)
議長	<p>それでは、異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第2、議案第18号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>それでは続きまして、日程第3、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」及び、日程第4、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、関連する内容となっておりますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
議場	(異議なし)
議長	<p>異議が無いようですので、日程第3、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」と日程第4、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、一括議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第19・20号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、県道矢野安浦線を〇〇〇〇〇から約0.5キロほど黒瀬方面に向かい、〇〇〇〇〇の裏手にある田2筆でございます。申請によると、両者はこれまで、申請土地を自己に所有権があると信じ、耕作を続けてきたとされております。</p> <p>現在も、両者は、耕作活動を続けており、農機具の保有状況からは、耕作能力に問題はないと考えられます。</p> <p>下限面積については、本町の下限面積1000㎡を超える農地を耕作されており、要件を満たしておられます。</p> <p>譲受人は、農作業へ常時従事すると認められない場合は、許可することが出来ないこととされております。</p> <p>申請によれば、「従事日数150日以上」の基準を満たしており、認めることが出来るものと判断できます。</p>

	<p>周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p> <p>以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連しまして、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>世良正喜委員、お願いします。</p>
世良 正喜 委員	<p>6月19日に事務局と現地を確認してきました。</p> <p>場所は、〇〇〇〇〇の裏側にある田んぼ2筆です。</p> <p>現地は、現在も耕作活動がされているのを確認できました。</p> <p>申請地については、これまで両者が勘違いをされて互いの土地を耕作されていたということで、今後も変わらず耕作を続けるという意向があるとのことです。申請内容からも、特に問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>それでは質問がないようですので、1件ずつお諮りをいたします。</p> <p>議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第3、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定をいたしました。</p> <p>続きまして、日程第4、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第4、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、日程第5、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>

	事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第21号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、県道矢野安浦線を〇〇〇〇〇から約1.0キロほど海田町方面に向かい、〇〇〇〇〇裏手にある畑1筆でございます。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇に分筆された土地であります。譲渡人は申請地について管理が難しいということで、この度分筆して譲受人が利用するため、譲り渡そうとされております。</p> <p>現在、譲受人は、農機具の保有状況からは、耕作能力に問題はないと考えられます。下限面積についても、1000㎡を超える農地を耕作されており、要件を満たしておられます。</p> <p>農作業の常時従事日数につきましては、申請者は現在、年間100日となっており、これでは「従事日数150日以上」の基準を満たしませんが、今回は同居の世帯員、申請者の妻に当たる者が50日従事するため、合計すると150日以上となるため、認めることが出来るものと判断できます。</p> <p>周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p> <p>以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>世良次生委員、お願いします。</p>
世良 次生 委員	<p>日程第5、議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請について6月15日、火曜、事務局と現地を確認してきました。</p> <p>場所は、先ほど事務局が説明したとおりで、〇〇〇〇〇の裏側付近の畑1筆です。現地は、現在休耕中のようにございましたが、防草シートが敷かれており、保全管理がなされておりました。</p> <p>申請地は、譲受人が所有している田んぼと連なるため、一体として管理ができ、非常に効率が良くなるものと思われまます。</p> <p>申請内容からも、特に問題ないと思います。以上です。</p>
議長	ありがとうございました。それでは、当案件について、質問がありましたら

	<p>ました。今回の申請では、現況と同様の駐車場に農地転用されるということです。申請内容からも、特に問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件につきまして、何か質問ありましたらお願いします。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>特に質問ありませんか。それでは、質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第7、議案第23号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第23号、非農地証明申請について説明いたします。</p> <p>すみません。33ページの議案ですが、調査日及び調査員に誤りがございましたので、本日お配りしました議案のとおり修正をさせて頂いております。申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは、説明に戻ります。</p> <p>この審議の内容は、令和3年5月27日付で非農地証明申請書が提出されたことによるものでございます。</p> <p>具体的な場所としましては、新宮地区の〇〇〇〇〇から南東付近の場所となります。</p> <p>この度申請のあった農地は、本来所有者は〇〇〇〇〇氏でございますが、現在相続財産管理人が設定されており、司法書士の〇〇〇〇〇が管理人です。37ページの写真のとおり、年月日不詳で原野・山林状態と化しております。今後も耕作する予定はなく、地目変更登記を行うため非農地申請を提出されております。</p> <p>以上のことから、非農地として判定を行うものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関連しまして、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>ここで、新宮地区につきましては、佛圓委員にお願いしとるところでございますが、体調が思わしくなく、本日欠席でございます。したがって、世良正喜委員にお願いしております。</p> <p>それでは、世良正喜委員、よろしく申し上げます。</p>
世良 正喜 委員	<p>議案第23号非農地証明申請について、6月19日に事務局と現地に行っていました。</p> <p>場所は、先ほど事務局が説明した通りです。現況は、荒廃し原野・山林状態となっております。今後も耕作する見込みはないということですので、農地に該当しないという判断で問題はないと思います。</p> <p>今後もこういうのが、増えてくるでしょうね。昔は熊野弁で言えば、やまんだの方で、作りよったんだが、ずいぶんまわってみれば、みな荒廃から、現在作られておらんのが多いですね。</p>
議長	<p>また調査がありますんで、また後ほど話があると思いますけどね。</p>
世良 正喜 委員	<p>ということで、以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件につきまして、質問がありましたらお願いいたします。</p>
原委員	<p>これもう相続人がおらんのか。</p>
世良 正喜 委員	<p>らしいです。</p>
原委員	<p>〇〇〇〇〇も長く生きちゃおらん、今45とか50で〇〇〇〇〇さんもそんな長く生きちゃおれんけん。言うちゃあわるいが。大変な問題よの。これも。</p>
議長	<p>他に、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第23号「非農地証明申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>

議長	<p>それでは、異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第7、議案第23号「非農地証明申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、日程第8、報告第4号「事業計画書届出に係る専決処分について」及び日程第9、報告第5号「農地法第3条の3第1号の規定による届出について」及び日程第10、報告第6号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」及び日程第11、報告第7号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第4号から7号について、あわせてご報告いたします。</p> <p>まず、報告第4号について、ご報告いたします。</p> <p>電気事業者が中継施設、アンテナ等を設置する場合、農地転用許可は不要ですが、事前に農業委員会へ事業計画書の提出が必要となっております。</p> <p>本件につきましては、中溝地区に1件事業計画書の提出がございましたのでご報告とします。</p> <p>次に、報告第5号、6号、7号について、ご報告いたします。</p> <p>市街化区域内の農地については、許可を必要とせず、届出により転用することができることが認められております。</p> <p>本件につきましては、この3月から5月末までの3ヶ月間に届出を受理したものを報告として上げさせて頂いたもので、この度は、農地法第3条の規定による届出が1件、農地法第4条の規定によるものが2件、5条の規定による届出が5件ありましたことを、ご報告とします。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上で本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>引き続き、事務局から事務連絡をお願いします。</p>
事務局	(事務連絡)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次回の農業委員会は7月20日(火)に開催予定です。</p> <p>以上をもちまして、令和3年第4回熊野町農業委員会を閉会します。</p>

